

復興整備計画について

ツイート 18

いいね! 0

印刷用ページを表示する 掲載日:2014年10月9日更新

新着情報

◇平成26年10月2日(木)に大熊町の復興整備協議会設立会議、第2回楢葉町復興整備協議会会議及び第10回いわき市復興整備協議会会議が開催されました。

◇いわき市復興整備計画が公表されました。【平成26年10月7日(火)】

◇楢葉町復興整備計画が公表されました。【平成26年10月7日(火)】

◇大熊町復興整備計画が公表されました。【平成26年10月9日(木)】

復興整備計画とは

「東日本大震災復興特別区域法」に基づき、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象にこれらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるための計画です。

復興整備事業

(主な事業)

- ◆市街地開発事業
- ◆土地改良事業
- ◆集団移転促進事業

計画作成主体

以下の対象地域を含む市町村が単独または、県と共同で作成することができます。

◆対象地域◆

(東日本大震災により被害があり、下記のいずれかの要件を満たす地域)

- 1 津波による被害によって土地利用の状況が大きく変化しており、復興に当たって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域(津波浸水地域)またはこれに隣接し、若しくは近接する地域。
- 2 原子力発電所の事故の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされており、復興に当たって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域またはこれに隣接し、若しくは近接する地域。
- 3 上記の2地域とは地理的に離れているが、自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、これら2地域の住民の生活再建のための事業を実施する必要がある地域。
- 4 上記の3地域のほか、地盤の液状化や崩落を始めとする各種被害からの市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要がある地域。

計画を作成するメリット

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置(農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な複数の手続のワンストップ処理等)が適用されるとともに、復興整備協議会(下記参照)や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくために幅広い関係者の意見を集約する必要があります。また、計画に記載する復興整備事業の実施に必要な許認可等の手続をワンストップで処理するため、この許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

主な構成員

- ◆市町村長
- ◆福島県知事
- ◆東日本大震災復興特別区域法の規定により協議会の構成員として加えるものとされた者
- ◆国の関係行政機関の長
- ◆復興整備計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

県内各市町村の復興整備計画作成状況

公表された復興整備計画の詳細は、各市町村のホームページを御確認ください。

(市町村名をクリックすると各市町村のホームページへ移動します。)

市町名	復興整備計画
いわき市	第1回公表(H24.6.12)、第1回変更公表(H24.8.3)、計画変更公表(H24.9.18)、計画変更公表(H24.11.14)、第2回変更公表(H24.11.30)、計画変更公表(H25.1.28)、第3回変更公表(H25.2.5)、計画変更公表(H25.2.18)計画変更公表(H25.3.14)、第4回変更公表(H25.7.30)、第5回変更公表(H25.9.27)、第6回変更公表(H25.12.3)、計画変更公表(H25.12.10)、計画変更公表(H25.12.24)、第7回変更公表(H26.2.4)、第8回変更公表(H26.4.1)、第9回変更公表(H26.10.7)
相馬市	第1回公表(H24.6.12)、計画変更公表(H24.6.27)、第1回変更公表(H24.8.3)、計画変更公表(H24.10.3)、計画変更公表(H24.11.2)、計画変更公表(H24.11.15)、第2回変更公表(H24.11.30)、計画変更公表(H24.12.7)、計画変更公表(H24.12.27)、計画変更公表(H25.1.22)、第3回変更公表(H25.2.5)、計画変更公表(H25.2.20)、計画変更公表(H25.3.22)、第4回変更公表(H25.5.31)、第5回変更公表(H25.7.30)、第6回変更公表(H25.12.3)
南相馬市	第1回計画公表(H24.8.6)、計画変更公表(H24.10.19)、第1回変更公表(H24.11.30)、第2回変更公表(H25.2.5)、第3回変更公表(H25.3.29)、第4回変更公表(H25.5.31)、計画変更公表(H25.7.2)、第5回変更公表(H25.7.30)、計画変更公表(H25.9.26)、計画変更公表(H25.10.15)、第6回変更公表(H25.12.3)、計画変更公表(H25.12.20)、計画変更公表(H26.2.14)、第7回変更公表(H26.8.5)
川俣町	第1回公表(H26.8.5)
広野町	第1回公表(H24.11.30)、第1回変更公表(H25.4.1)、計画変更公表(H25.5.20)、第2回変更公表(H26.8.5)
楢葉町	第1回公表(H25.12.3)、第1回変更公表(H26.10.7)
川内村	第1回公表(H26.8.5)
大熊町	第1回公表(H26.10.9)
新地町	第1回公表(H24.8.3)、第1回変更公表(H24.9.25)、第2回変更公表(H24.11.30)、計画変更公表(H24.12.12)、計画変更公表(H24.12.25)、第3回変更公表(H25.2.5)、第4回変更公表(H25.3.29)、第5回変更公表(H25.9.27)、第6回変更公表(H26.8.5)

各市町の復興整備協議会

◆いわき市◆

いわき市復興整備協議会が設置されました。(平成24年6月7日) [いわき市規約 \[PDFファイル/204KB\]](#)

◆相馬市◆

相馬市復興整備協議会が設置されました。(平成24年6月7日) [相馬市規約 \[PDFファイル/205KB\]](#)

◆南相馬市◆

南相馬市復興整備協議会が設置されました。(平成24年7月27日) [南相馬市規約 \[PDFファイル/104KB\]](#)

◆川俣町◆

川俣町復興整備協議会が設置されました。(平成26年8月1日) [川俣町規約 \[PDFファイル/205KB\]](#)

◆広野町◆

広野町復興整備協議会が設置されました。(平成24年11月26日) [広野町規約 \[PDFファイル/205KB\]](#)

◆楢葉町◆

楢葉町復興整備協議会が設置されました。(平成25年11月29日) [楢葉町規約 \[PDFファイル/205KB\]](#)

◆川内村◆

川内村復興整備協議会が設置されました。(平成26年8月1日) [川内村規約 \[PDFファイル/198KB\]](#)

◆大熊町◆

大熊町復興整備協議会が設置されました。(平成26年10月2日) [大熊町規約 \[PDFファイル/205KB\]](#)

◆新地町◆

新地町復興整備協議会が設置されました。(平成24年7月27日) [新地町規約 \[PDFファイル/104KB\]](#)

復興整備協議会開催状況

日時	場所	協議会	協議内容
平成24年6月7日(木) 午後1時30分～	県庁西庁舎12階 「講堂」	1 いわき市及び相馬市復興整備協議会設立会議 2 第1回相馬市復興整備協議会会議 3 第1回いわき市復興整備協議会会議	1 いわき市及び相馬市の復興整備協議会の設立 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針(防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業) 土地利用基本計画の変更(細田地区) 地域森林計画区域の変更(都市計画法第29条許可含む。細田地区) 3 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針 防災集団移転促進事業(末続、金ヶ沢地区)
平成24年7月27日(金) 午後1時30分～	県庁本庁舎2階 「第1特別委員会室」	1 南相馬市及び新地町復興整備協議会設立会議 2 第1回南相馬市復興整備協議会会議 3 第1回新地町復興整備協議会会議 4 第2回いわき市復興整備協議会会議 5 第2回相馬市復興整備協議会会議	1 南相馬市及び新地町復興整備協議会の設立 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針(防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、植物工場整備事業) 防災集団移転促進事業(南海老地区 外35地区) 3 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針(防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業) 防災集団移転促進事業(作田東地区 外6地区) 4 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(土地区画整理事業) 土地区画整理事業に関する都市計画決定(久ノ浜外 4地区) 防災集団移転促進事業(錦町須賀地区) 5 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業) 土地利用基本計画の変更(刈敷田地区) 地域森林計画区域の変更(都市計画法第29条許可含む。刈敷田地区)
平成24年9月20日(木) 午後2時30分～	県庁本庁舎5階 「正庁」	第2回新地町復興整備協議会会議	土地利用基本計画の変更(作田東地区 外3地区) 地域森林計画区域の変更(都市計画法第29条許可含む。作田東地区 外3地区)
平成24年11月26日(月) 午後1時30分～	県庁西庁舎12階「講堂」	1 広野町復興整備協議会設立会議 2 第1回広野町復興整備協議会会議 3 第3回相馬市復興整備協議会会議 4 第2回南相馬市復興整備協議会会議 5 第3回新地町復興整備協議会会議 6 第3回いわき市復興整備協議会会議	1 広野町復興整備協議会の設立 2 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の決定 3 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 4 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業関係) 5 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業関係) 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 6 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業関係) 防災集団移転促進事業(走出地区) 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の決定及び変更 市街化調整区域における都市計画法第29条開発許可
平成25年2月1日(金) 午後1時30分～	県庁西庁舎12階「講堂」	1 第4回相馬市復興整備協議会会議 2 第3回南相馬市復興整備協議会会議 3 第4回いわき市復興整備協議会会議 4 第4回新地町復興整備協議会会議	1 農業振興地域の変更 土地利用基本計画の変更(和田地区) 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業関係) 3 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 4 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の決定及び変更
平成25年3月27日(水) 午後1時30分～	県庁西庁舎12階「講堂」	1 第5回新地町復興整備協議会会議 2 第2回広野町復興整備協議会会議 3 第4回南相馬市復興整備協議会会議	1 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の決定(JR常磐線の都市計画決定) 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針(広野駅東側開発整備事業関係) 3 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業、太陽光発電施設用地造成事業、工業団地用地造成事業関係)
平成25年5月30日(木)	県庁本庁舎5	1 第5回南相馬市復興整備協議会会議	1 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更(防災集団移転促進事業関係)

午後1時30分～	階 「正庁」	2 第5回相馬市復興整備協議会会議	2 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更（雨水排水事業に伴う都市計画変更）
平成25年7月24日(水) 午後1時30分～	県庁本庁舎5階 「正庁」	1 第5回いわき市復興整備協議会会議 2 第6回南相馬市復興整備協議会会議 3 第6回相馬市復興整備協議会会議	1 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更（小名浜背後地開発事業関係に伴う都市計画変更） 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更（災害公営住宅整備事業、園芸施設整備事業関係） 3 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更（防災集団移転促進事業関係）
平成25年9月24日(火) 午後2時30分～	県庁本庁舎5階 「正庁」	1 第6回いわき市復興整備協議会会議 2 第6回新地町復興整備協議会会議	1 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更（震災復興土地区画整理事業に伴う都市計画変更） 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の決定（新地駅周辺津波復興拠点整備事業関係）
平成25年11月29日(金) 午後1時30分～	県庁本庁舎5階 「正庁」	1 楢葉町復興整備協議会設立会議 2 第1回楢葉町復興整備協議会会議 3 第7回相馬市復興整備協議会会議 4 第7回いわき市復興整備協議会会議 5 第7回南相馬市復興整備協議会会議	1 楢葉町復興整備協議会の設立 2 農地法第5条第1項に規定する農地転用の許可 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可 3 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 4 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 5 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更（防災集団移転促進事業関係） 各種災害復旧事業（海岸、河川堤防及び漁港）
平成26年1月30日(木) 午後1時30分～	県庁本庁舎5階 「正庁」	第8回いわき市復興整備協議会会議	1 復興特区法第48条第1項第1号に規定する土地利用基本計画の変更 2 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 3 復興特区法第48条第1項第6号に規定する地域森林計画区域の変更
平成26年3月28日(金) 午後1時30分～	県庁西庁舎12階 「講堂」	第9回いわき市復興整備協議会会議	復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更
平成26年8月1日(金) 午後1時30分～	県庁本庁舎5階 「正庁」	1 川俣町及び川内村復興整備協議会設立会議 2 第1回川俣町復興整備協議会会議 3 第1回川内村復興整備協議会会議 4 第3回広野町復興整備協議会会議 5 第8回南相馬市復興整備協議会会議 6 第7回新地町復興整備協議会会議	1 川俣町及び川内村の復興整備協議会の設立 2 復興特区法第48条第1項5号に規定する農用地利用計画の変更 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（太陽光発電施設整備事業関係） 3 復興特区法第48条第1項5号に規定する農用地利用計画の変更 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（太陽光発電施設整備事業関係） 4 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更（駅東側開発整備事業関係） 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更 工業団地整備事業及び海岸災害復旧事業 5 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更 （藻類バイオマス研究施設及び技術研修用太陽光発電所整備事業関係） 直轄特定災害復旧事業 6 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更
平成26年10月2日(木) 午後1時30分～	福島県自治会館 6階 602会議室	1 大熊町復興整備協議会設立会議 2 第1回大熊町復興整備協議会会議 3 第2回楢葉町復興整備協議会会議 4 第10回いわき市復興整備協議会会議	1 大熊町復興整備協議会の設立 2 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（太陽光発電用地確保事業関係） 3 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（防災集団移転促進事業及び電田駅東側地域開発関係） 4 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更

参考

復興公営住宅に関する情報については、県生活拠点課HPを参照してください。詳しくは、◆こちら◆をクリックしてください。

◆復興庁ホームページ◆（復興特区整備等）

◆復興整備計画作成マニュアル◆

福島県庁（県庁へのアクセス）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel:024-521-1111(代表) E-mail:kouho@pref.fukushima.lg.jp